

阪空事安第 2 号

令和 7 年 6 月 20 日

琉球エアークommputer株式会社
整備部門長 浦崎 直哉 殿

国土交通省大阪航空局

安全管理官 千田 知史



整備作業に対する整備記録未作成等について
(嚴重注意)

令和 6 年 11 月 23 日、JA83RC (ボンバルディア式 DHC-8-402 型機) が那覇空港を離陸直後に前脚グラウンドロック解除忘れによる前脚が格納されない不具合が発生し、那覇空港へ引き返した事案について、出発前に那覇空港において実施した前脚をジャッキアップしての前脚タイヤのローテーション点検及びプロペラバランスデータの点検作業に対して、整備記録が作成されていない事実が判明した。

これを受け、航空法第 134 条第 1 項に基づき、同種事案の有無について報告徴収するとともに、令和 7 年 2 月 25 日～26 日、令和 7 年 4 月 9 日～10 日及び令和 7 年 5 月 12 日～13 日に立入検査を実施した結果、①非定例整備 (発生した不具合に対する整備処置) の際、整備記録を起票せずに整備作業を実施していた事実、②一部の整備作業を、機体整備マニュアル (AMM) 等を参照せずに実施していた事実、③整備記録等がない場合、書類を確認せずに航空法第 19 条第 1 項の基準適合性の確認を実施していた事実、④一部の整備作業 (小修理、一般的保守) においては、航空機が出発した後、整備記録を作成していた事実が確認された。

上記事実は、多数の整備士が、整備規程及び業務規程の理解不足により、軽微な保守作業については、整備記録が不要と誤って認識していた結果、違反行為を繰り返していた事態に至っており、また、現場の管理職員は、規程に抵触することを認識していながら、是正措置をとらず、また上司に報告や相談等も実施していなかったことから悪質性が認められる。

これは、安全に関する情報が社内に報告され原因究明・対策を講じるための安全管理体制の不備があると考えられ、貴社における安全管理システムが十分に機能していないものと認められる。

従って、貴社における規程の遵守及び基本動作の徹底を図るとともに、安全管理システムが継続的に有効に機能するために必要な是正を図るよう、ここに嚴重に注意する。

については、再発防止策を検討の上、令和 7 年 7 月 11 日までに文書で報告されたい。